

回 覧		回 覧	
校長	教頭	係	回 覧

各市町村(学校組合) 教育長 様

14高教職第2063号
平成14年11月26日

高 知 県 教 育 長

高知県公立学校教職員心の健康対策委員会設置要綱及び
高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施要領
の制定について(通知)

うえのことについて、別添のとおり「高知県公立学校教職員心の健康対策委員会設置要綱」及び「高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施要領」を制定し、12月1日から施行しますので、管内所属職員に周知いただくとともに、円滑な実施について格別の御配慮をお願いします。



高知県公立学校教職員心の健康対策委員会設置要綱

(目 的)

第1条 高知県教育委員会は、高知県公立学校教職員の疾患（主として精神神経系疾患）に関する次の事項について審査を依頼し、意見を求めるため、高知県公立学校教職員心の健康対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 職員の健康状況に関すること。
- (2) 健康相談に関すること。
- (3) 復帰に向けた取り組みに関すること。

(委 員)

第2条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、医師、学識経験を有する者及び高知県公立学校教職員の中から、教育長が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長の任期は、1年とする。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議について必要な事項は、委員長が別に定める。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密を守る義務)

第6条 委員会に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、教職員課において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

高知県公立学校教職員職場復帰サポートシステム実施要領

(目的)

第1条 この要領は、高知県教育委員会の任命に係る公立学校教職員（以下「教職員」という。）のうち、精神神経系疾患による病気休暇及び休職から復帰及び復職しようとする者の円滑な職場復帰をサポートするために必要な事項を定め、学校教育の適正な運営を図ることを目的とする。

(サポートシステム実施対象者)

第2条 この職場復帰サポートシステム（以下「サポート」という。）の対象者は、精神神経系疾患による休職から復職しようとする教職員又は引き続き120日を超える病気休暇後に復帰しようとする教職員のうち、校長以外の者及び高知県教育長（以下「県教育長」という。）が必要と認める者（以下「休職者等」という。）とする。

(サポートシステム実施期間)

第3条 サポートの期間は、原則2週間とする。ただし、県教育長は、高知県公立学校教職員心の健康対策委員会（以下「健康対策委員会」という。）の意見を聴き、必要と認めたときはこれを変更することができる。

(サポートシステム実施願)

第4条 休職者等は、サポートを受けようとするときは、職場復帰サポートシステム実施願（様式第1号）に診断書（様式第2号）を添付し、校長（小中学校（県立中学校を除く。以下同じ。）にあっては、更に所属市町村教育委員会（学校組合の教育委員会を含む。以下同じ。）を経由して、県教育長に提出しなければならない。

2 校長及び市町村教育委員会は、前項の書類を受理したときは、校長にあっては意見書（様式第3号）を、市町村教育委員会にあっては副申書（様式第4号）を添えて、県教育長に進達するものとする。

(サポートシステム実施許可)

第5条 県教育長は、休職者等がサポートを受けることが適当であると認めるときはこれを許可することができる。

2 県教育長は、サポート実施の許可をしようとするときは、サポートを受けようとする休職者等の健康状況について、職場復帰サポートシステムの実施についての意見依頼書（様式第5号）により、健康対策委員会に対して意見を求めなければならない。この場合において、健康対策委員会は、職場復帰サポートシステムの実施についての意見書（様式第6号）により、意見を述べるものとし、県教育長は、健康対策委員会の意見を十分尊重しなければならない。

- 3 県教育長は、サポート実施の許可又は不許可をしたときは、職場復帰サポートシステム実施許可（不許可）通知書（様式第7号）により、校長（小中学校にあっては、所属市町村教育委員会を經由）を通して本人に通知するものとする。
- 4 県教育長は、サポート実施の許可をしたときは、指示書（様式第8号）により、校長（小中学校にあっては、所属市町村教育委員会を經由）に対してサポートを実施するよう指示するものとする。

（サポートシステム実施）

- 第6条 校長は、職場復帰サポートシステム実施計画書（様式第9号）を作成のうえ、県教育長に提出（小中学校にあっては、所属市町村教育委員会を經由）し、サポートを実施するものとする。
- 2 校長は、教職員課（小中学校にあっては、所属市町村教育委員会）、主治医、本人や家族等と密に連絡を取るものとする。
 - 3 校長は、実施状況等を詳細に把握し、職場復帰サポートシステム日誌（様式第10号）を記録するものとする。サポート実施中において、学校経営に支障が生じた場合又はそのおそれがある場合は、サポート実施の変更や中止等の適切な措置をとらなければならない。
 - 4 校長は、サポート実施を変更、中止等した場合は、職場復帰サポートシステムに係る変更・中止届（様式第11号）を、県教育長に提出（小中学校にあっては、所属市町村教育委員会を經由）しなければならない。

（サポートシステム終了）

- 第7条 校長は、サポートの期間が終了したときは、職場復帰サポートシステム日誌（様式第10号）及び職場復帰サポートシステム終了報告書（様式第12号）を、県教育長に提出（小中学校にあっては、所属市町村教育委員会を經由）しなければならない。

（その他）

- 第8条 この要領に定めるもののほか、サポートの実施に関して必要な事項は、県教育長が別に定める。

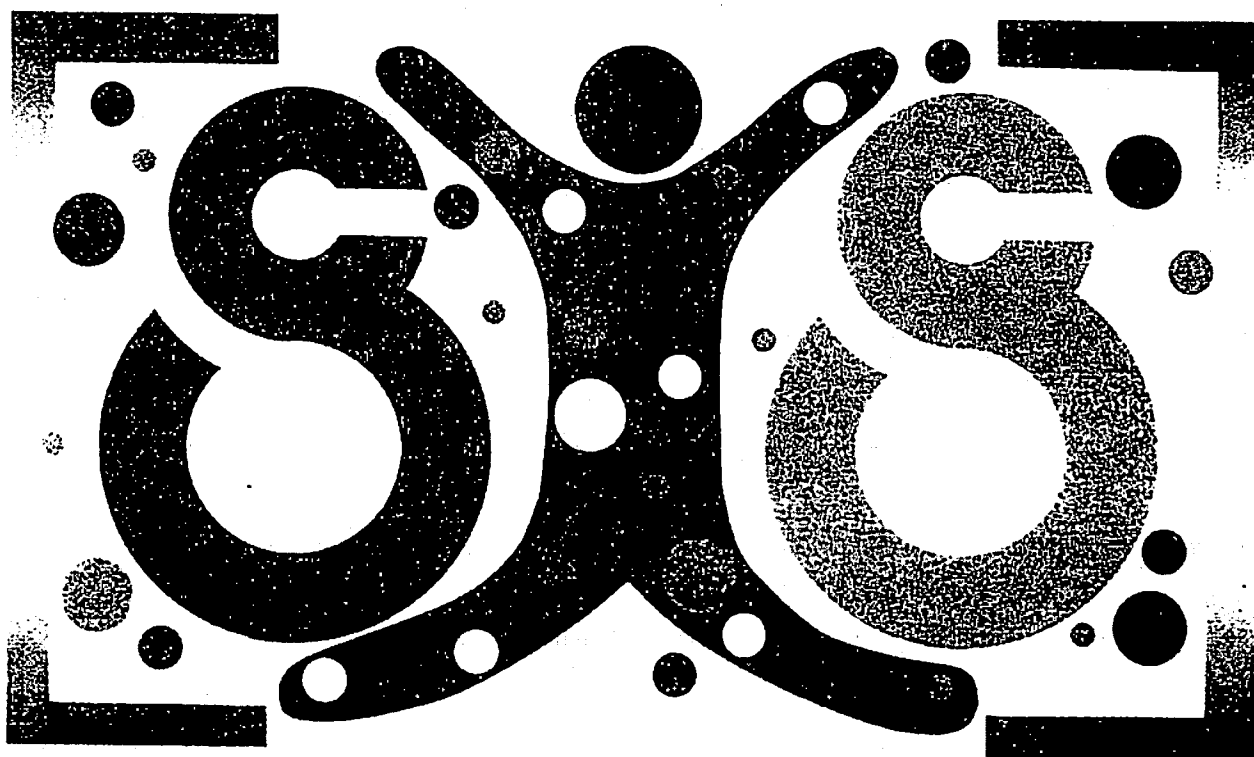
附 則

この要領は、平成14年12月1日から施行する。ただし、休職又病気休暇の期間が平成14年12月31日までに終了する者は、適用しない。

職場復帰サポートシステムが スタートします

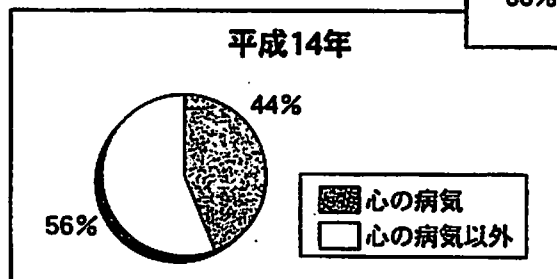
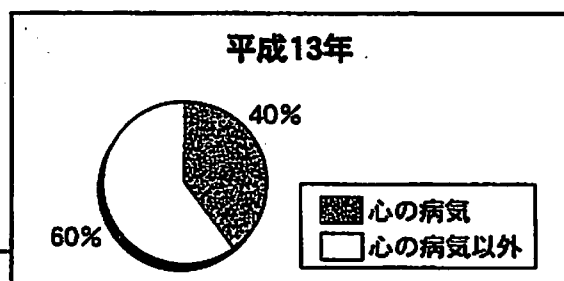
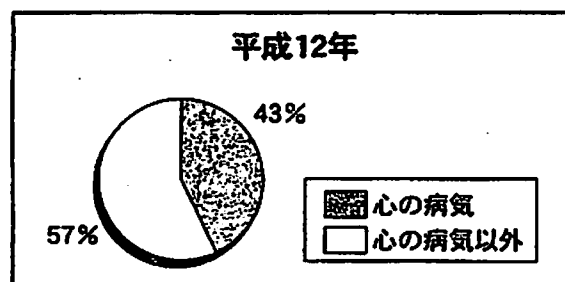
この制度で病気休暇や休職をされた教職員 みなさんを、
職場復帰が円滑に進められるように応援します。

平成14年12月1日から施行します



高知県教育委員会

休職者全体に占める心の病気による休職者の割合



職場復帰サポートシステムってどんな制度？

長い療養期間から、いきなり通常の職務をすることは、不安が大きい場合があると思います。そのことが原因となって、症状が重い場合は再発してしまうこともあります。

職場復帰サポートシステムは、心や体の動きを学校生活に徐々に慣らす期間を取り、職場や職務への適応能力の復元を図り、職場復帰前に復帰への不安を少なくしスムーズな職場復帰を行うための制度です。

- 本人の職務復帰の意思と、主治医の診断書を基に、復帰サポートシステムの実施の適否を専門医や学識者からなる「心の健康対策委員会」が審査します。
- 復帰サポートシステムは原則2週間で、治療の一環として実施します。
- 校長が復帰サポートシステムの実施責任者となり、マニュアルを参考に実施します。
- 復帰サポートシステムで心と体を徐々に仕事に慣らし、その結果を「心の健康対策委員会」で審査をして職場への復帰を支援します。
- 審査は、本人と「心の健康対策委員会」が面談しすすめます。

＜メンタルヘルス相談窓口のご案内＞

〈面 談〉

教職員メンタルヘルス相談（高知県教育委員会）

場 所：県庁厚生棟2階 職員相談室

相談日：毎週 月曜日 午後 1:30～3:30

相談医：いとうクリニック 伊藤 高 医師

対象者：公立小・中学校教職員及び県立学校教職員

〈利用方法〉

- 相談料は無料ですが、予約が必要です。
- ですので、高知県教育委員会事務局 福利課総務班健康管理担当までご連絡ください。
- なお、相談者、相談内容についての秘密は厳守します。
- ☎ 088-821-4755

復帰サポートシステムの流れ

〈学校での2週間実施の場合〉

対象者	心の病気が原因で病気休暇・休職をした後職場に復帰しようとする者
	・ 病気休暇120日を超える者 ・ 病気休職3年未満の者 ・ 高知県教育長が必要と認める者

〈例〉

9月1日から復帰する場合

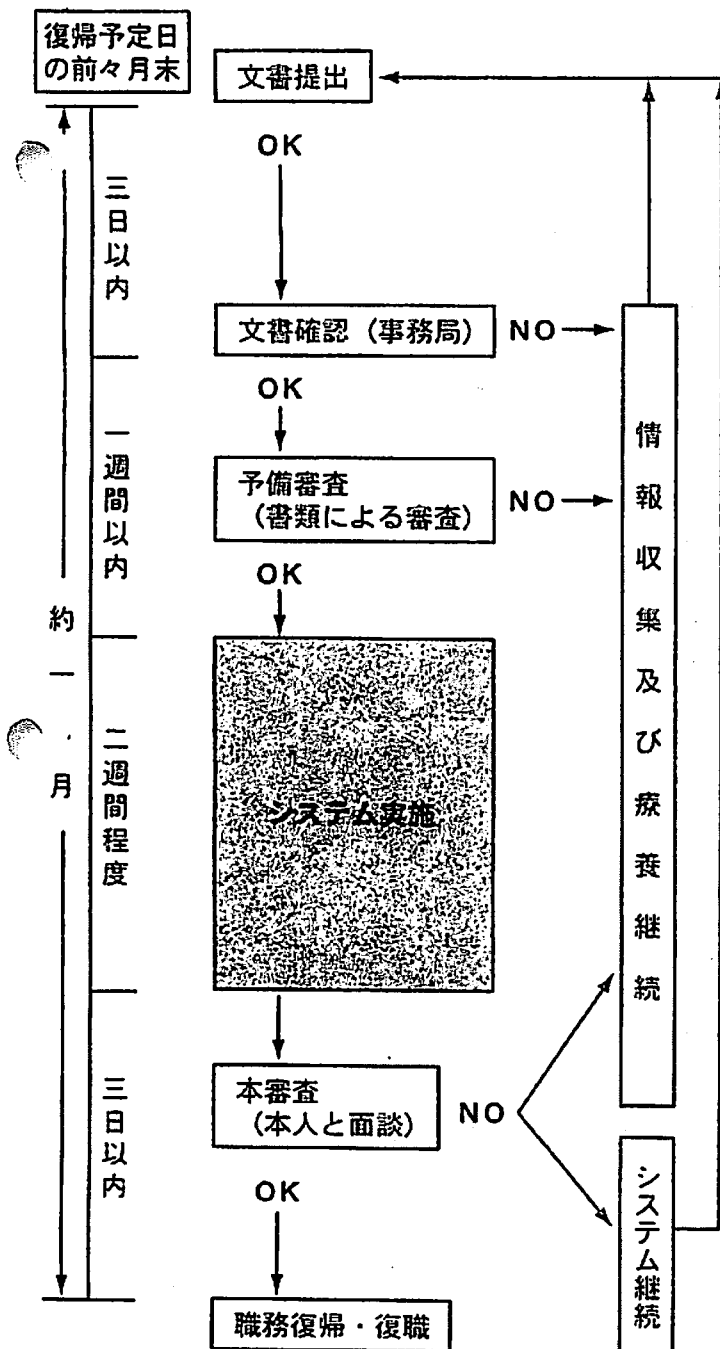
- ・ 復帰に係る文書の提出期限
7月末日までに

予備審査

- ・ システム実施の可否報告
(本人及び学校長へ)
8月7日までに
- ・ システム実施可の場合
(報告翌日以降の2週間程度)
- ・ 本審査
(毎月末の金曜日予定)

〈学校以外での実施を希望する場合〉

- ・ 学校で行う2週間のサポートシステム以前に実施します。
- ・ 実施場所は、現所属の市町村の教育機関を基本とします。
(県立学校は県の教育機関で)
- ・ 事前に高知県教育委員会に期間、場所、内容を報告してください。
- ・ 実施結果は実施場所の所属長がまとめ、高知県教育委員会に報告します。
- ・ 高知県教育委員会は、この報告を高知県公立学校教職員心の健康対策委員会に提出します。



システムの内容は、簡単なことから始めます

〈職種段階別〉 職場復帰に向けたシステム実施内容 (例)

職種 段階	教 頭	教 諭 (助教諭、講師)	養護教諭	事務職員	寄宿舎指導員 実習助手	技 師 員 技 能 員	学校栄養職員
1	・校内外の巡視 ・施設、設備の 点検 ・公文書の整理	・授業参観 ・給食指導 ・清掃指導 ・指導案づくり	・健康診断等の 事後処理事務 ・諸帳簿の整理 ・統計処理 (職員室で執務)	〈財務関係〉 ・経理関係 ・物品購入 ・施設の営繕 〈庶務関係〉 ・文書の收受 ・福利厚生関係	・実験や実習の 片づけ ・授業参観	・物品、器具等 の整理整頓	・給食施設等の 清掃・整頓
時間	〈1～3日目〉◎半日の実施						
2	・第1段階の 内容 ・教育課程の 管理の一部	・第1段階の 内容 ・1～2時間 程度の授業 実施	・第1段階の 内容 ・諸帳簿の 記入 ・家庭配布の 通信 (保健室と職員 室で執務)	〈財務関係〉 ・諸帳簿整理 〈庶務関係〉 ・文書、法規 の整理保全 ・通勤通学 証明 ・卒業在学 証明 ・互助会事務	・第1段階の 内容 ・実験、実 習施設の 管理補助 ・2時間 程度の 授業補助	・施設、 設備の 営繕	・献立作成 や給食 指導の 補助
時間	〈4・5日目〉◎児童生徒が在籍している時間帯の実施 (3時頃まで)						
3	・第2段階の 内容 ・組織運営の 管理の一部 ・渉外に関 する 内容の一部	・第1段階の 内容 ・時間割 通りの 授業 実施	・第2段階の 内容 ・児童生徒 の応 急手当 (保健室で 執務)	〈財務関係〉 ・予算見 積 ・各種補 助金 (庶務関 係) ・調査統 計 ・転出入 学事務 ・教科書 給付	・第2段階 の内容 ・3～4 時間 程 度 の 授 業 補 助 ・校務 の 一 部 を 補 助	・必要 な 用 務 処 理 ・必要 な 校 内 巡 視	・必要 な 用 務 処 理
時間	〈6・7日目〉◎児童生徒が在籍している時間帯の実施 (3時頃まで)						
4	・通常の 勤務	・第3段階 の 内 容 ・担当の 公務分 掌 ・通常 の 勤 務	・第3段階 の 内 容 ・健康 相談 ・健康 診断 事務 処理 ・環境 衛生 活動 ・通常 の 勤 務	〈財務関係〉 ・給与 給付 ・諸手 当 ・旅費 〈庶務関係〉 ・履歴 整理 ・諸届 や諸 願 ・出勤 簿	・通常 の 勤 務	・通常 の 勤 務	・通常 の 勤 務
時間	〈8～10日目〉◎正規の勤務時間帯の実施						

※添削として、管理職は、毎日訓練開始時と終了時に本人と面談の時間を持ちます。

このシステムに関するお問い合わせは、下記の所までお願いします。

高知県教育委員会事務局教職員課

TEL 088-821-4568・9

FAX 088-821-4558

E-mail: k60102@ken.pref.kochi.jp

表紙デザイン 森本忠彦先生